

改正の概要

1 改正する契約約款

- ・愛知県住宅供給公社工事請負契約約款
- ・愛知県住宅供給公社設計業務等委託契約約款
- ・愛知県住宅供給公社保守点検等委託業務契約約款

2 改正の内容

(1) 請負代金内訳書に明示する項目の追加 (※工事請負契約約款のみ)

改正後の建設業法第20条第1項において、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されたことを踏まえ、適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加することとした。

(2) 他機関が発注した工事との調整規定の創設 (※工事請負契約約款のみ)

請負者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとする事とした。

(3) 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設

(※工事請負契約約款のみ)

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

(4) 遅延利息の率の改正

令和8年3月6日付け財務省告示第54号により「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）」の一部が改正されたことを踏まえ、支払遅延に係る遅延利息の率を愛知県に準じて2.5%から3.0%に改正する。

併せて、請負者の履行遅延に伴い県が損害金を請求する場合の請求額に係る遅延利息についても、2.5%から3.0%に改正する。

3 施行予定日

令和8年4月1日